

参考資料Ⅲ

宮城県農業共済組合

www.nosaimiyagi.or.jp/

収入保険制度の導入と農業共済制度の見直し

平成30年6月
農林水産省

収入保険制度の基本的考え方

- ・ 従前の農業共済制度は、①自然災害による収量減少が対象であり、価格低下等は対象外、②対象品目が限定的で、農業経営全体をカバーしていない
 - ・ 他方、農業の成長産業化を図るためには、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む農業経営者を育成する必要
 - ・ 収入保険制度は、このような農業経営者のセーフティネットとして、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度として導入
- ⇒ 収益性の高い新規作物の生産や新たな販路の開拓等へのチャレンジを促進

農業共済制度の見直しの基本的考え方

- ・ 農業共済制度は、農業者の減少・高齢化等時代の変化を踏まえ、農業者へのサービスの向上及び効率的な事業執行による農業者の負担軽減の観点から見直し

＜見直し内容は別記2＞

加入促進

- ・ 「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を構築していくため、収入保険又は農業共済への加入を促進
- ・ 実施主体である農業共済団体が、J A、農業委員会などの関係組織と連携して、きめ細かく推進

決定の経緯と今後のプロセス

- ・ 平成28年11月に、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、農業競争力強化プログラムを決定し、制度の仕組み等を取りまとめ
- ・ 平成29年6月に、「農業災害補償法の一部を改正する法律」が可決・成立、法律の題名が「農業保険法」に改称
- ・ 収入保険及び見直し後の農業共済は、原則として平成31年1月（農作物共済は平成31年産）からスタート
- ・ 法施行後4年を目途として、制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

農業共済制度の見直し

別記2

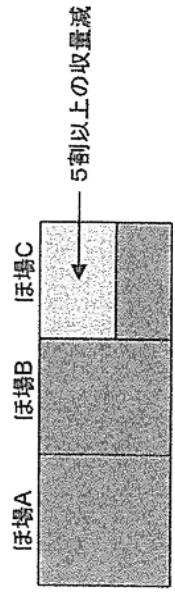
現行	見直し内容
<p>農作物共済の当然加入制の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 米・麦は共済への加入が義務づけ <p>引受方式等の取扱い</p> <p>① 引受方式</p> <ul style="list-style-type: none"> 一筆方式 被害ほ場の全筆を農業者が現地調査等を行って損害評価する方式 <p>果樹の特定危険方式、園芸施設の短期加入 〔災害の種類や期間を選択して加入する方式〕</p> <p>② 補償割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 畑作物、果樹は1種類のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 食糧管理法の廃止など制度自体の前提の変化、収入保険やナラシ等が全て任意加入制であることを踏まえ、任意加入制に移行 将来に向けて継続が困難であることから、平成33年度まで（大災害等の場合は1年又は2年延長）で廃止 農作物共済の他の引受方式に一筆半損特例(※)を導入し、ほ場ごとの深い被害を補償 <p>〔※ 収穫量が50%以上減少したほ場がある場合は、坪刈り等を要さず50%減収と評価して支払い〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 統計データを用いて共済金を支払う方式（地域インデックス方式）を創設 リスクの予見は困難であり、補償の総合化を図るため、廃止（果樹の特定危険方式は平成33年度までで廃止） 複数の選択肢を設ける（現行の補償割合を上限に3刻み）

引受方式

引受方式	支払基準	補償単位	損害評価方法
一筆方式(廃止)	収穫量減少	ほ場	現地調査
半相殺方式	収穫量減少	農業者	現地調査
全相殺方式	収穫量減少	農業者	出荷資料
災害収入共済方式	収穫量減少かつ生産金額減少	農業者	出荷資料
地域インデックス方式(新設)	収穫量減少	農業者	統計データ

- 一筆方式
ほ場ごとに、収穫量が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払い
- 半相殺方式
農業者ごとに、被害ほ場の減収量の合計が一定割合を超えた場合に共済金を支払い
- 全相殺方式
農業者ごとに、収穫量の合計が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払い
- 災害収入共済方式
農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、生産金額の合計が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払い
- 地域インデックス方式
統計データによる収穫量が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払い

一筆半損特例(新設)



全相殺方式ではほ場A～Cの収穫量の合計が平年の9割を下回らないと共済金が支払われないが、全相殺＋一筆半損特例では、目標で5割以上の収量減が見込まれるほ場Cは、坪刈り等を行わず「5割減収」と評価して支払う。(この場合、共済金は、一筆方式では3割を超える減収部分に共済金が支払われることを踏まえ、平年の2割分(5割減収－3割減収)を支払う)
なお、現行の一筆全損特例(「10割減収」と評価して平年の7割分を支払い。)は引き続き措置される。

水稲共済の掛金

(単位:円/10a、平成31年産)

補償割合	6割	7割	8割	9割
一筆方式(廃止)	126	207	-	-
半相殺方式	81 (105)	151 (173)	298 (316)	-
全相殺方式	-	151 (170)	283 (298)	573 (579)
災害収入共済方式	-	191 (212)	353 (370)	710 (721)
地域インデックス方式(新設)	-	59 (99)	112 (159)	232 (282)

(注1)全国的な平均値
(注2)掛金の()内は、一筆半損特例を付加した場合

園芸施設共済の掛金

(現行)パイプハウス10a
被覆期間6か月のみ短期加入

被覆期間の掛金:17,155円



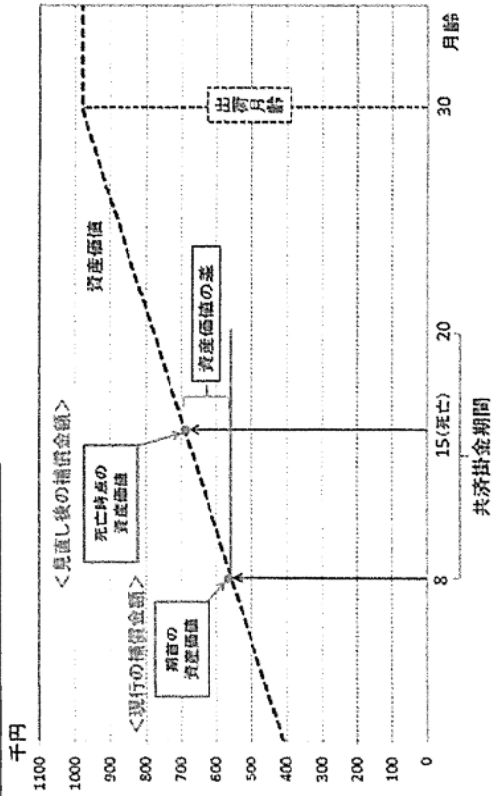
(見直し後)
1年間で加入

被覆期間の掛金 :17,155円
未被覆期間の掛金 : 562円
計 17,717円(3%増)

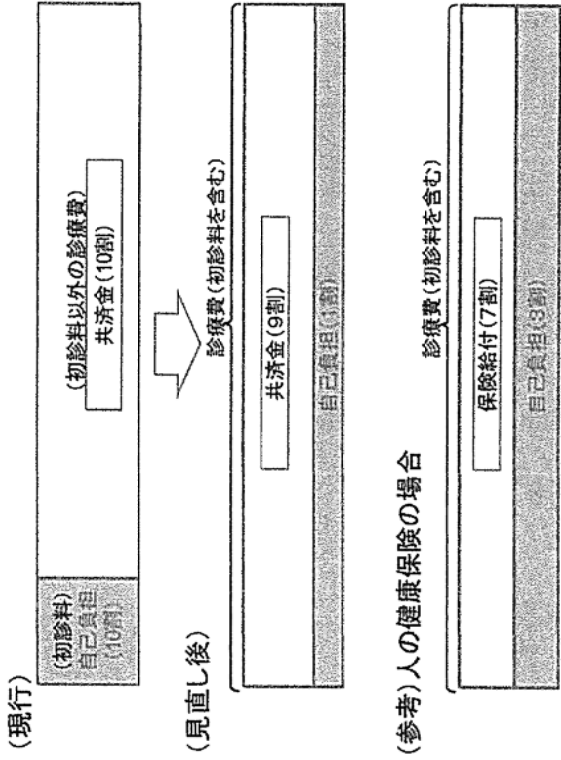
(注)全国的な試算値

見直し内容	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 死産共済と病傷共済に分離し、選択可とする ・ 日々価値が増加する肥育牛等は事故発生時の資産価値で補償 ・ 家畜商経由の場合も共済金の対象 ・ 平成32年1月から、診療費全体(初診料を含む)の1割を自己負担(現行の自己負担総額と同水準) ・ 請求できる事例(外傷等)を周知 ・ 共済加入者間で取引された家畜は請求可とする ・ 期首に年間の飼養計画を申告し、期末に掛金を調整する方法に簡素化 ・ 年間の共済金支払が一定水準を超えた場合に支払う方式に変更 ・ 危険段階別の掛金率を全てで組合で導入 ・ 平成33年度までで廃止(なお、移行期間中に無事戻しを行う場合は、国へも払戻し) ・ 組織の効率化やガバナンスの強化を図るため、組合の合併規定の整備、国による検査の実施、収入保険事業を行う場合の秘密保持義務等を措置 	<p>家畜共済の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 死産共済と病傷共済のセット加入 ② 期首の資産価値で補償する方式 ③ と畜場で発見される牛白血病(農業者出荷は共済金の対象。家畜商経由は対象外) ④ 初診料は自己負担、それ以外の診療費は共済金で補償 ⑤ 家畜の導入から2週間以内の事故は共済金の請求が不可 ⑥ 家畜の異動の都度、農業者が申告する仕組み ⑦ 共済事故1件ごとに再保険金を支払う仕組み <p>掛金の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掛金率は、多くの組合で、農業者一律に設定 ・ 無事戻し <p>組合ごとの判断で掛金を払戻し。国への払戻しはなし</p> <p>農業共済団体のあり方</p>

肥育牛等の補償(イメージ)



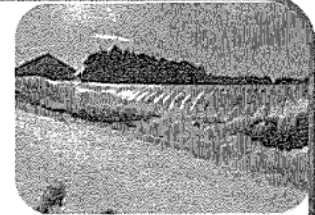
病傷共済の自己負担



農業用ハウスの 雪への備え、 できていますか？

ハウスの点検・補修、降雪時の加温等を確実に
実施し、適切に管理しましょう！

万一の場合に備えて、
農業保険に加入しましょう！



H31年制度拡充！

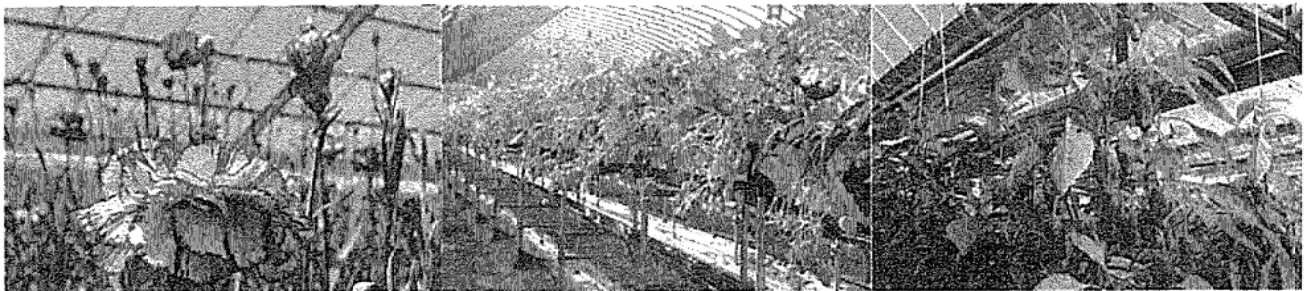


H31年開始！

園芸施設共済 + 収入保険

✓ 共済金の受取が少なければ、
翌年の掛金下がります

✓ 農業収入の減少を
広く補償します



詳しいことは最寄りの農業共済組合にお問い合わせ下さい。

※ 収入保険は、青色申告を行っている農業者が加入できる保険です。

農林水産省



大雪に備える技術対策の詳細はコチラ

大雪対策 施設園芸

検索



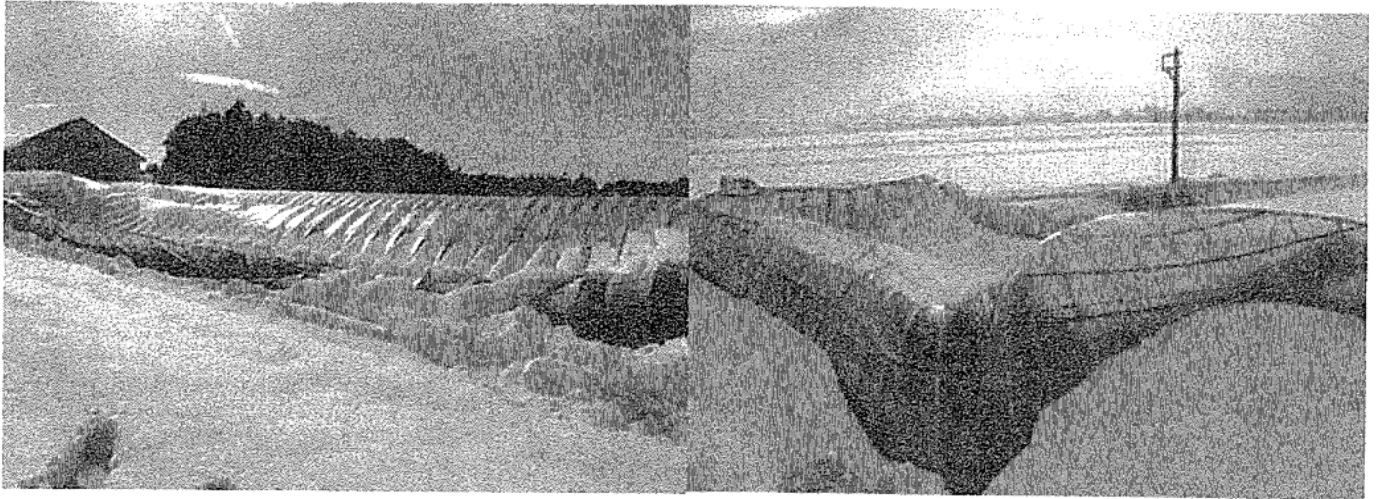
園芸施設共済、収入保険の詳細はコチラ

農業保険

検索

農業用ハウスをご利用の皆様へ

(災害に強い施設園芸づくりに向けて)



冬への備えできていますか？

降雪に備え、パイプハウス等の点検、補修等を確実に実施し、適切に管理しましょう。

また、災害対策は、農業保険への加入が基本です。被災した園芸施設の復旧等を支援する被災農業者向け経営体育成支援事業等の特別対策は、過去に例のないような甚大な気象災害が発生した場合に限られます。万一の場合に備え、農業保険（園芸施設共済、収入保険）に加入しましょう。

農林水産省

雪害防止に向けた技術対策

降雪等によりパイプハウスが倒壊する恐れがある場合には、気象庁からその旨の気象情報が発表されます。

これらの気象情報を注視し、園芸施設の管理を適切に行いましょう。

事前の対策

1. ハウスの被覆資材の破れや隙間の点検、補修等により、保温性向上に努める。
2. 谷樋など荷重が集中すると思われる部分を特に補強する。
3. 基礎部分が腐食している場合は、パイプの交換や補強資材により、強化を図る。
4. 基礎の沈下を防ぐため、谷樋からのオーバーフロー防止対策を講ずる等、施設の保守管理と構造強化に努める。
5. 停電した場合に備え、かん水に必要な水をタンクに貯めておく。

降雪直前からの対策

- ・ チェックリストを活用して、保守管理を確認する。
- ・ 積雪前に内部被覆を開放した上で暖房を行い、融雪対策に努める。
- ・ 積雪深がハウスの耐雪強度を大きく上回る場合は、被覆資材を切断除去することで施設への積雪を防ぐ。

降雪前のチェックリスト

情報収集	①	最新の気象情報、警報、注意報を常にチェックしていますか。
融雪準備	②	暖房機の燃油残量は十分にありますか。
	③	暖房機は正常に作動するか確認しましたか。
	④	(発電機を持っている場合) 非常用発電機を加熱機、環境制御装置に接続し、動作確認を行いましたか。
補強対策・雪の滑落促進	⑤	ブレースや筋かいの留め金具に緩みがないか点検しましたか。
	⑥	基礎部、接続部分、谷の樋・柱に腐食・サビはありませんか。
	⑦	谷樋や排水路、ハウスの際などの残雪やゴミは取り除きましたか。
	⑧	準備していた中柱をたてるなど応急的な補強はしましたか。
	⑨	作物を栽培していないハウスは被覆資材を外しましたか。
	⑩	被覆材の表面に雪の滑落を妨げるような突出物はありませんか。
	⑪	雪の滑落を妨げる防風ネットや外部遮光資材等が展張されていませんか。

※ 詳しくは、一般社団法人日本施設園芸協会作成の「平成26年2月の大雪被害における施設園芸の被害要因と対策指針」をご覧ください。 <http://www.jgha.com/files/houkokusho/26/yuki.pdf>

園芸施設共済が拡充されています。

平成31年1月からの補償拡充等

被害が小さければ翌年の掛金が少なくなります。

- 危険段階別共済掛金率の本格導入により、過去の共済金の受取実績に応じて掛金が設定され、共済金の受取が少ない場合、翌年の掛金を引き下げます。

掛金を少なくすることもできます。

- 共済金の支払対象としない金額（小損害不てん補）に、新たな選択肢（①10万円、②20万円）を追加し、掛金を少なくすることが可能となります。

小さな被害でも共済金が支払われます。

- 小損害不てん補の最低価額を引き下げ（3万円又は共済価額の10%→3万円又は共済価額の5%）、補償が拡充されます。

大規模施設でも掛金が補助されます。

- 共済掛金の国庫補助（掛金の1/2）限度額が2倍（8千万円→1億6千万円）に拡大されます。

平成30年4月の補償拡充等

- 被覆資材（農ビ、農POの一部）の補償価額の引き上げ等を行いました。
- パイプハウスの本体の共済掛金を、全国平均で約1割引き下げました。

危険段階別共済掛金率のイメージ

危険段階区分	危険段階別共済掛金率
20	1.985
19	1.480
18	1.455
⋮	⋮
3	1.075
2	1.050
1	1.025
0	1.000
-1	0.975
-2	0.950
-3	0.925
⋮	⋮
-18	0.545
-19	0.520
-20	0.500

施設



施設は園芸施設共済、農作物は収入保険とセットでの加入をお勧めします！



<収入保険>

- 青色申告をしている農業者が対象です。
- 品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含め幅広く収入減少を補てんします。
- 保険料率は1.08%（50%の国庫補助後）です。

（注1）収入保険と園芸施設共済の施設内農作物は選択制となっており、同時に加入することはできません。

（注2）園芸施設共済に加入している施設内農作物について、収入保険に移行すると未経過分の掛金が日割り計算で返還されます。

注：青色申告をしていない方は、加入者の選択により、施設内で栽培する農作物を園芸施設共済の補償対象に加えることが可能です。

施設内農作物

園芸施設共済

(園芸施設が損害を受けた場合に補償します)

※ 被災者向け経営体育成支援事業を含む、園芸施設の設置に係る全ての国の補助事業は、園芸施設共済等への加入が要件となっています。

対象品目

ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等

※ 附帯施設及び施設内で栽培される農作物についても、農業者の選択により対象にできます。

補償対象となる事故

風水害、ひょう害、雪害、その他気象上の原因による災害 等

補償期間

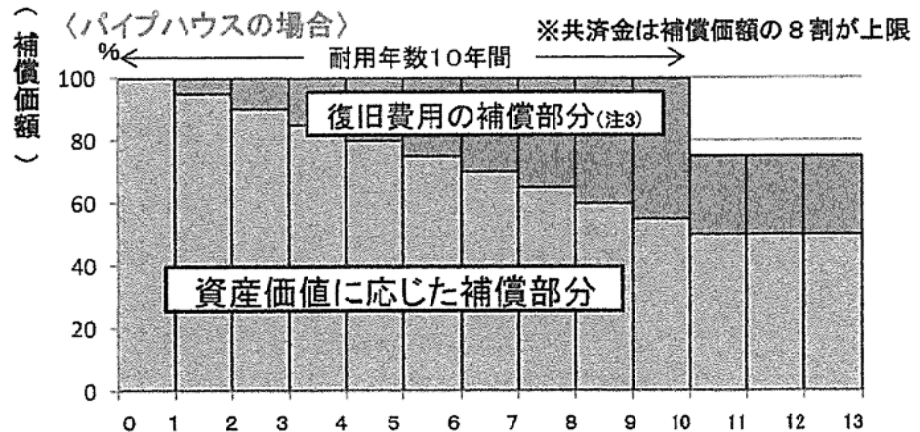
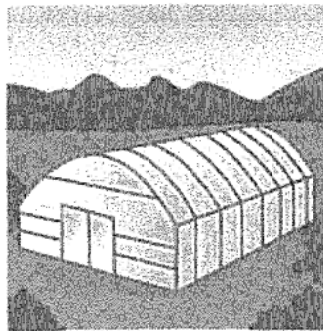
共済掛金の支払日の翌日から1年間

主な補償内容

施設が損害を受けた場合に、施設の資産価値(注1)の8割を上限に共済金を支払います(注2)。

※ 農業者の選択により、復旧費用の補償、撤去費用の補償も追加できます。

耐用年数経過後であっても、最大で再建築価額の40%の共済金が支払われます。 (農業者が復旧費用の補償を選択した場合は、最大60%。)



(注1) 資産価値は、耐用年数の経過に応じて年々低減して評価します(100~50%)。 (経過年数)

(注2) 1棟ごとに、損害の額が3万円(又は補償価額の5%)を超えた場合に共済金を支払います。

(注3) 復旧費用の共済掛金は、農業者の全額負担となります。

試算例(10a当たり)

(19mmパイプハウス、耐久性軟質フィルム(被覆後1年未満)、付保割合8割)

	設置後4年経過の施設 (資産価値276万円)		設置後10年経過の施設 (資産価値222万円)	
	本体のみ	本体+復旧費用	本体のみ	本体+復旧費用
農業者が支払う共済掛金	26,429円	28,957円	21,258円	24,418円
半損になった場合に支払われる共済金	110万円	125万円	89万円	107万円
全損になった場合に支払われる共済金	220万円	250万円	178万円	214万円

※ 共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

※ 園芸施設共済や収入保険の具体的な内容や加入手続き等については、お近くの農業共済組合等にお問い合わせください。

農業を経営する皆様へ

平成31年1月から全ての農産物を対象に収入減少を補てんする

「収入保険」が始まります！



農業で新しい品目の導入、販路拡大などにチャレンジしたいんだけど、様々なリスクがあるんだよねー。



大丈夫、収入保険にまかせてください！

自然災害や鳥獣害などで収量が下がった



市場価格が下がった



災害で作付不能になった



けがや病気で収穫ができない



倉庫が浸水して売り物にならない



取引先が倒産した



盗難や運搬中の事故により販売ができない



輸出したが為替変動で大損した



収入保険は様々なリスクから農業経営を守ります！！

様々なリスクに備えて収入保険に加入しましょう！

※青色申告を行っている農業経営者が対象です。



どのくらいの補てんになるの？

基準収入1,000万円の場合、保険期間の農業収入が900万円を下回った場合に補てんされます(※)。

〈補てん金額のイメージ〉

例えば、

保険期間の農業収入が800万円なら90万円
(積立方式の補てん90万円)

保険期間の農業収入が700万円なら180万円
(積立方式の補てん90万円、保険方式の補てん90万円)

保険期間の農業収入が500万円なら360万円
(積立方式の補てん90万円、保険方式の補てん270万円)

(※)掛捨ての保険方式の補償限度80%と掛捨てではない積立方式の補償幅10%で加入した場合です。



掛金はいくらくらいなの？

基準収入1,000万円の場合、初年度は32.5万円です(※)。

(掛捨ての保険料7.8万円(保険料率1.08%)、掛捨てではない積立金22.5万円、事務費2.2万円)

(※)掛捨ての保険方式80%と掛捨てではない積立方式10%で加入した場合です。保険料と事務費は50%、積立金は75%の国庫補助を適用した金額です。

(※)保険金の受取りがなければ、翌年保険料率が下がります。

(※)積立金は自分のお金なので、補てんに使われなければ、翌年へ持ち越されます。

(※)保険料等を含めて運転資金が必要な方には、金融機関をご紹介します。



NOSAI宮城のホームページで農業共済・ナラシ対策などの類似制度との保険料や補てん金の比較、規模拡大などを反映した基準収入の試算ができるシミュレーションを紹介しています！

NOSAI宮城のホームページはこちら⇒
<http://www.nosaimiyagi.or.jp/>



収入保険の補償内容など詳しいことは、NOSAI宮城支所・本所にお問い合わせください。

県南支所	0224-63-2012	六の国支所	0229-64-1380	迫支所	0220-22-8411
宮城中央支所	022-396-3070	大崎支所	0229-22-2141	石巻支所	0225-75-2331
亘理名取支所	0223-34-5031	栗原支所	0228-23-7111	本所	022-225-6703

収入保険の仕組み

農業者が保険期間に生産・販売する農作物の販売収入全体が対象です。

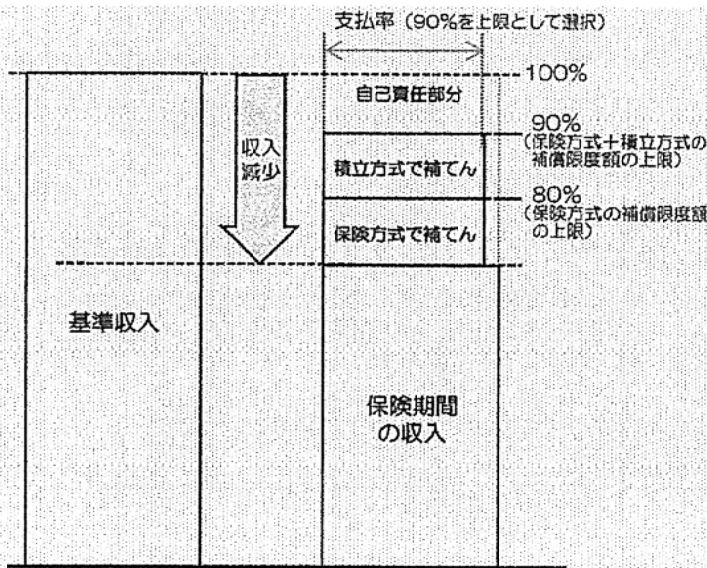
- 米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、ほとんどの農産物をカバーします。簡易な加工品（精米、もち、荒茶、仕上茶、梅干し、干し大根、畳表、干し柿、干し芋、乾しいたけ、牛乳等）も含まれます。
- 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので対象外です。
※ 収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補てんします。
(支払率) (補償限度)

- 「掛捨ての保険方式」と、「掛捨てとまらない積立方式」の組合せができます。
- 保険料には50%、積立金には75%、事務費には50%の国庫補助を行います。
- 保険料率は、概ね1.08%です。
また、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変動します。

- ・ 加入1年目は、「区分0」の率が適用されます。
- ・ 保険金の受取りがなければ、1段階ずつ下がります。
- ・ 保険金の受取りがあれば、被害率の大きさに応じて段階は上がりますが、年最大3区分までとどまります。

(※5年以上の青色申告実績がある場合)



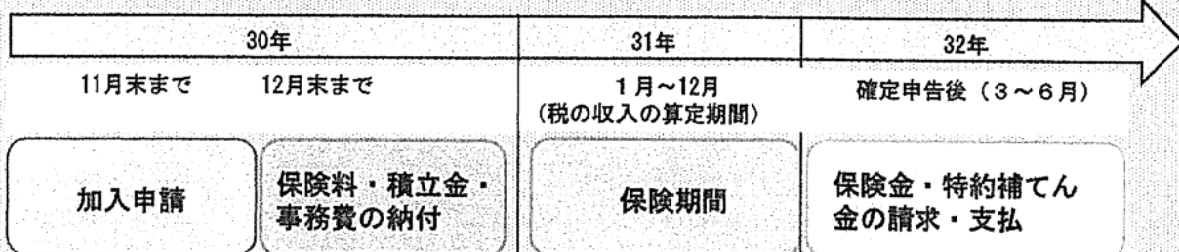
過去5年間の平均収入（5中5）を基本
規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

危険段階別の保険料率

危険段階区分	保険料率 (国庫補助後)
10	2.574%
9	1.578%
8	1.522%
7	1.467%
6	1.412%
5	1.356%
4	1.301%
3	1.246%
2	1.190%
1	1.135%
0	1.080%
-1	1.024%
-2	0.969%
-3	0.913%
-4	0.858%
-5	0.803%
-6	0.747%
-7	0.692%
-8	0.637%
-9	0.581%
-10	0.540%

(注:補償限度80%の場合)

収入保険の全体スケジュール (個人の場合のイメージ)



※ 保険料・積立金は分割支払も可
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

相談窓口

- 収入保険について、加入条件や補償内容など詳しいことは、宮城県農業共済組合の相談窓口にお問い合わせください。

相談窓口	電話番号	メールアドレス
県南支所	0224-63-2012	syunyuhoken001@nosaimiyagi.or.jp
宮城中央支所	022-396-3070	syunyuhoken010@nosaimiyagi.or.jp
亘理名取支所	0223-34-5031	syunyuhoken019@nosaimiyagi.or.jp
六の国支所	0229-64-1380	syunyuhoken030@nosaimiyagi.or.jp
大崎支所	0229-22-2141	syunyuhoken036@nosaimiyagi.or.jp
栗原支所	0228-23-7111	syunyuhoken044@nosaimiyagi.or.jp
迫支所	0220-22-8411	syunyuhoken053@nosaimiyagi.or.jp
石巻支所	0225-75-2331	syunyuhoken070@nosaimiyagi.or.jp
本所	022-225-6703	syunyuhoken@nosaimiyagi.or.jp

宮城県農業共済組合のホームページ
<http://www.nosaimiyagi.or.jp/>



農林水産省経営局保険課 TEL : 03-6744-7148 mail : syunyu-hoken@maff.go.jp

全国農業共済組合連合会 TEL : 03-6265-4800 mail : kikaku@nosai-zenkokuren.or.jp

農林水産省農業保険（収入保険・農業共済）のホームページ
<http://www.maff.go.jp/i/keiei/nogyohoken/index.html>



農業 収入保険

検索

公式サイトでは様々な情報を公開中！

平成30年10月1日更新版

《メ モ》

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines spaced evenly down the page.

